

江戸中期の河道直線化策と室鳩巢*

Study on the River Conservancy policy to make river channels straight
in middle Edo era and Kyuso Muro

神吉 和夫**・金築 亮***

By Kazuo KANKI, Ryo KANETSUKI

Abstract : In this paper, we discuss on the river conservancy policy to make river channels straight in middle Edo era. Firstly, a proposal contained in “KenkaRoku” (『献可録』「水は下より治ると申儀御尋に付申上候」 of Kyuso Muro (室鳩巢), a confucianist, is made clear the source of the thought. Secondly, the contents of the proposal is proved to be a misconstruction of the original literatures, Jia Rang's three policies of harnessing the Yellow River, concerning the river conservancy thought of old China.

1. はじめに

わが国の近世河川技術に、関東流、紀州流等の流派の存在が指摘され、それらの差異について多くの議論が行われてきた。近年の土木史研究からは関東流と紀州流とに明確な差異がないと指摘されている¹⁾。

両工法についての既往研究を整理した松浦茂樹²⁾によれば、関東流と紀州流に関する通説の原典は1759(宝暦9)年刊の真壁用秀「地理細論集」³⁾にある「川々御普請心附之事」である。松浦によれば、同書の「享保之始寛永頃よりも普請丈夫に成、夫より新田開発に付水落等も柵も段段丈夫に出来、水行直路掘割等被_レ仰付_二、次第に水勢強相成_一」にある「水行直路掘割」のような水路の直線化を行うのが紀州流の、また同書の「川瀬は一里四十八曲と申候て、縦申習せし通不_レ曲は悪敷也」が関東流の工法の特徴とする原典となる。ただし、この水路の直線化が実際に行われたかどうかについては史料により確認されていない。

本稿では、最初に真壁用秀「地理細論集」刊行に約30年先行する享保期初期に、幕府儒官であった室鳩巢⁴⁾が書いた『献可録』「水は下より治ると申儀御尋に付申上候」(以下、「水は下より治」文書と略記)のなかで、明確に水路の直線化を主張した部分があることを指摘する。次いで、「水は下より治」文書が中国の治水文献をもとに書かれていることに着目し、その原典との比較を試み、室鳩巢が原典を曲解していることを明らかにする。

2. 「水は下より治」文書

(1) 史料

室鳩巢『献可録』は『日本経済叢書』巻三⁵⁾、等に翻刻されているが、誤植のためか意味の通じないカ所がみられる。「献可録」は他に「鳩巢献可録」、「献可鳩巢録」と題する江戸期史料があるようであるが、本研究では良質の史料とされる「鶯宿雑記」⁶⁾(国会図書館所蔵)を用いる。「鶯宿雑記」は桑名藩の駒井鶯宿が幕末に諸事を筆写したもので、献可録はその二百四、二百五冊に所収。天・地・人に分かれ、人の末尾に「宝暦十年冬十月 南涯邨山濟謹識」とあり1760(宝暦10)年刊本の写本である。

全文は以下の通りである。

「水は下より治ると申儀御尋に付申上候

一 大禹九州の水を治られ候事、下流より治られ候由、去によりて地形の高下を考候事、治水第一の工夫に奉存候、九州の内冀州は帝都に候故、急に不被治候ては成不申候、禹貢に冀州既に載壺口と有之候、壺口と申山を切開候て水を流し申儀に御座候、其次は袁州第一地卑に御座候故、袁州を被治、其外に青州徐州楊州荊州豫州と段々下より治め、上の水をはかせ候て、扱雍州別て高候故、是をばすへて後に治められ候、孔穎達書經禹貢之疏にも以、水勢下流、當從下而泄、故治水皆從下為始、蔡沈田書經之註にも禹治水施功之序、則皆自下流始、以疏殺其勢、其外諸儒の説みな如斯御座候

一 元來水は下流の物に候故、水の勢に従て下より治と申儀道理の至極不易の定法と奉存候、然る處に唐も三代已後、戦國秦漢に至り候て乱世相續候て、河水其外川々を修治の功を差止捨置候故、年々に下流雍塞仕り、其故は水の下流にしたかふ(順)て河上より段々に土落段々に下へ流落てたまり申候、其に水は晝夜を不分流申候

* keyword : 室鳩巢、治水策、賈讓三策

** 正会員 博士(工学) 神戸大学工学部建設学科
(〒657-8501 灘区六甲台町1-1)

*** 島根県庁

故、三四年も浚治不仕候ては、河下填淤仕候事無疑儀に奉存候、水出不申候時は、下へ流れ申事無替儀の様に御座候へは河下に泥土溜り候ては、たとへは(譬)屋根などの勾背ぬるき様に罷年々故、大水に至り候て必脇へあふれ(溢)出申筈に御座候、唐にても歴代毎度大水出候て、大分の田宅を害し故、堤防又は石籠杯にて防申候得は、當分は少し益有之まてにて終には突崩し水の害止み申儀無之候、是によりて前漢以來代々此僉議有之事と相見へ申候

一 歴代治水僉議を相考候處に、とかく禹貢下より治の外は無之儀に相見へ申候、漢の平當と申もの申儀は、上代治水と申候へは決河深川して水を泄し申候、終に堤防を築候て水を止申事には不承候間、河を浚はせ可然の旨朝廷へ奏し申候、賈讓と申もの申候は、堤防にて水をせき(堰)留候は小兒の啼をやめんとて其口を塞がれ其儘啼止可申候へ共忽死可申候、其如く堤防にて水を留候はゞ却て大害出来可申由申候て、上中下の三策を獻し申候、唐にて後世に至ても水を治るには賈讓の三策とて申傳候、其大略上策は兎角水は下流仕候ものにて河上より川下の方へ真直に流し候て海に至り候様に仕候へは何の害も無之候、然る処に川下の方高く候故、脇へ流れ候て溢出申候、堤防を以せき留候ては彌逆卷水に勢付申候、むかし禹王水を治られ候に終に堤にて水を留申事は見へ不申候故、水の通り道に當て龍門伊闕底柱碣石などと申候、險しき山共を切通され候事禹貢に見へ申候、尤費用大分たるべく候へ共、是にては水道一定仕候て長く盈溢の害有ましく候、是上策にて御座候、中策は大河下流左右幾処にも入江を付石垣を以水門を仕置候て、大水の時分左右的入江へ水落し可申候、是にて水勢分れ候て自然と外へ溢出申害有之間敷候、是を分殺水怒と申候て水害を救の要法にて御座候、其下策は堤防を以水をささへ申事に御座候、漢の時分河水の堤防は水より數百間の外にいたし候へ共、其後には數里の外築申由に御座候、何程堤を高く仕候て間を遠く仕候ても、大水の時分は敗れ申候故、是を下策と申候

一 右禹貢下より治の法、并賈讓三策の趣を以相考候處、第一水の淺深地の高下を考候て、常に沙泥を浚へ川下へ序候様に仕候事簡要の儀に奉存候、たとへ大水出候ても川下と川上との勾背急候はゞ水の滯申事は無之筈に御座候、唯の(水力)はき(吐)弱く候故滯申候に付脇へ溢出申候、是必定の理にて御座候、扱は川下の所々に枝川を掘水を省き申候様に仕候はゞ、大水出申候共水かさ減り可申候、是又一ツの衛たるへ奉存候、唐には右枝川より水を取候て旱魃の時分は田地へも懸申由に御座候

一 漢成帝の時憑遼と申もの、河水の害をかねて料簡仕候て、古瀬の跡を掘候て川流を二股にいたし、水勢を分殺候様に仕置可致候、兼て修治不仕置ては、秋に至り候て大水出候はゞ、何程防候共さへ申間敷旨申候へは、當時の執政の人取上不申候故、果して秋に至り大雨の後河水大に決し、四郡十三縣の地を損ひ申由漢書に見へ申候、とかく水出申時は沙泥をさらへ申儀も不罷成候、唯

夏の内水潤申時分に、得(篤力)と水の瀬を見届地の高下を相考、或は下をさらへ或は脇を掘、其用心可仕義に御座候、毎年斯の如く仕候て水の害有之間舗義に奉存候一 明世宗嘉靖元年の春、杭州久晴無雨によりて河水悉涸申候、有司郡中を巡見仕候て、河水を開通候よし相見へ申候、是も水無之時節を考候て、兼て川を浚申儀に御座候、此度拝借仕候杭州府志に河を浚申法を載申間、左に書拔上申候

陳善曰、遇旱而濬河道、誠水利之不可廢者也、但去土不深、起積岸間、終歸復隍耳、奚益哉、蓋余聞之、疏導之法、宜于下流作壩挨濬既深、然後啓壩、令入水、乃更設壩其上、如初法濬之啓之、鱗次櫛比、以漸而前、則事有緒、功可成、朱子所謂、開河無良法、先於下流用功者此也、若其淤泥、則以舟揆卸、德勝壩聽鄉民取以糞田、彼利既興、此害復去、雖勞使也

此意は早には水涸候に付、此時に川を浚申事尤成事に御座候、但し浚候ても入念不申土を去事淺候、猶又は其土を脇へ運不申其儘岸へ積置候ては、頓て埋り申候故何の益も無之事に御座候、然は土をさらへ水を疏導仕候法は先川下に於て石堰を作り水を暫くせき留て、水底の土を思の儘に浚候已後、石堰を除て水を通し、又一段川上の方に堰を設けて土をさらへ、漸々如此仕候て河上へ浚上り候は々、事成就可仕候、但鱗次櫛比と有之候へは、堰を一ツゝ僅に仕候ては無之、川筋に一切の魚鱗の如く次て、櫛の齒のこことく置候て、水を幾瀬にも作りせき留申候儀に御座候、その後土をは舟にて手寄能所へ運除させ、幸い農民田地の糞にもいたし可然との儀に御座候、此所の法唯今も水を治るに簡要の儀に奉存候

右諸書の趣を以相考候處、水を治るには河下を浚申候儀第一の事と相見へ申候、然は下より治ると申儀も此外は有之間舗の様に奉存候

三月 室新助

(2) 内容の概略

内容は第 1 項～第 6 項に分けられるが、その概要は次のようになる。

- 第 1 項 禹の治水とその順序の説明
- 第 2 項 泥土が河床に滞積すると、大水で溢水
- 第 3 項 賈讓三策の説明
- 第 4 項 河川勾配と浚渫 分水
- 第 5 項 河川の分流事例
- 第 6 項 河川浚渫方法の事例

最初に「水は下より治ると申儀御尋に付申上候」と記されているため、室鳩巢が諮問された主旨は河川改修の順序ともとれる。しかし、それに対する回答は、第 1 項にある、孔穎達書經禹貢之疏に「以、水勢下流、當從下而泄、故治水皆從下為始」、蔡沈田書經之註の「禹治水施功之序、則皆自下流始、以疏殺其勢」、あるいは其外諸儒の説が下流から修治すること、第 2 項のはじめに「元來水は下流の物に候故、水の勢に従て下より治と申儀道理の至極不易の定法と奉存候」のみである。大部分は、賈讓三策を中心とする治水思想の説明である。

(2) 制作時期

『獻可録』は室鳩巢が吉宗の諮問に答えた意見書であり、その成立は享保年間とされている。本文書に関連しては、享保 7 年 7 月に紀州流の祖といわれる井沢弥惣兵衛為永を登用している。為永は翌享保 8 年御勘定方、10 年勘定吟味役格、12 年吟味役分担が定まるとともに新墾・荒蕪開耕を分掌し、16 年吟味役本役、20 年美濃郡代を兼務、1738(元文 3)年没するまで、享保改革のなかで諸川の改修や新田開発に尽力する⁷⁾。また、吉宗は享保初期において、代官など地方支配官僚の綱紀引き締め、不良代官などの大量処分と入れ替えを行っている⁸⁾。他の理由としては、文中に室鳩巢が「此度拝借仕候杭州府志」と述べている点である。大庭脩⁹⁾によれば、吉宗は享保 6 年紅葉山文庫から地志 12 点を取り寄せ、その後金沢藩前田綱紀から 13 府志の献上を受ける一方、中国の地方志を積極的に蒐集するため漢籍輸入を命じている。文書末尾に「三月」とのみ記されているが、江戸四上水廃止の事例から類推¹⁰⁾して、1722(享保 7)年の 3 月と考えたい。吉宗は享保改革の柱としての新田開発を行うにあたり、河川処理についての中国の考え方を明らかにするよう室鳩巢に求めたのではないだろうか。

3. 「水は下より治」文書と賈讓三策

「水は下より治」文書の第 2 項は、賈讓三策を説明したものである。

(1) 賈讓三策

賈讓三策は『漢書』溝洫志¹¹⁾にあり、前漢(B.C202-A.D8)末期に待詔(特別な才能・技能をもって召された身分)であった賈讓が、黄河の治水策について奏言したもので、中国では明(1368-1644)末に至るまで基本的な河川治水思想とされている¹²⁾。

黄河は大河で、黄土高原からの大量の流出土砂によって含有泥砂量が多く、下流域での河道が変遷した難治の河川である。

(2) 賈讓の治河三策における治水思想

賈讓の治河の基本的考え方は、「古者立國居民、疆理土地、必遺川澤之分、度水勢所不及。」にある。すなわち、人は河川と土地を争うべきではないという考え方である。また、そのようにすれば「大川無防、小水得入、陂障卑下、以爲汗澤、使秋水多、得有所休息、左右游波、寛緩而不迫。」、洪水氾濫があってもその流れは緩やかであると述べている。川を人の口に譬え、子供が泣くからといってその口を塞げば、子供は死んでしまうといい、「善爲川者、決之使道」、善く川を爲(おさ)むる者は之れを決し道(みちび)かしめると指摘している。決河とは、河岸を切開することを意味する。

賈讓は次いで隄防を建設することが、戦国期に始まったとし、河を挟んで隣接する齊と趙・魏が河から 25 里(7.5km、1 里=300 歩=0.3km)離れた位置に堤防を築いた。

堤防建設は正しい選択ではないが、洪水氾濫の余地があり、洪水が引くとその土地は肥沃になり耕地として利用できるとした。しかし、その後、土地利用の拡大により堤防は河に近づいて建設される。現状では「今隄防陋者去水數百歩、遠者數里」となった。「河從河内北至黎陽爲石隄、激使東北東郡平剛；又爲石隄、使西北低黎陽、觀下；又爲石隄、使東北低東郡津北；又爲石隄、使西北低魏郡昭陽；又爲石隄、激使東北。百餘里間、河再西三東、迫阨如此、不得安息。」のように、河の所々に拠点防衛のための石隄を相次いで建設した。そこから上中下の三策を主張する。

上策は河道変更論である。「決黎陽遮害亭、放河使北入海。河西薄大山、東薄金隄、勢不能遠泛濫、葇月自定。」この場合変更河道に当たる人々がいるが、現状の堤防修築費用は大きく、治河により河道の費用を数年出し、住民を移住させることが最善であるとする。

中策は、河道の安定している遮害亭に石隄の水門を造り分水させることである。分水河道は西側が山なので東側のみに隄を造る。この分流は「分殺水怒」の思想であり、また水門は「早則開東方下水門溉冀州、水則開西方高門分河流」のように、東方の水門は灌漑用で、西側の水門が洪水分流用となる。

この分流は多目的であり、渠を造ることに三利、造らないことに三害があると説いている。三害とは、①民常罷於救水、半失作業、②水行地上、湊潤上徹、民則病溼氣、木皆立枯、鹵不生穀；③決溢有敗、爲魚鼈食、一方、三利とは、①則鹽鹵下溼、填淤加肥、②故種禾麥、更爲秔稻、高田五倍、下田十倍、および③轉漕舟船之便である。

今、黄河河岸の吏卒は郡に數千人であり、薪石を購入する歳費が數千萬であるので、これを用いれば渠を通じて水門を成すには十分であると考えている。この分水が完成すると、「富國安民、興利除害」として、これを中策とする。

下策は、「若乃繕完故隄、增卑倍薄、勞費無已、數逢其害」とあるように、現在の堤防を完全に繕うことは労費に止まることなく数々の害があろうと指摘する。

(3) 「水は下より治」文書と賈讓三策の比較

a) 上策

賈讓の上策が、河道変更論であるのに対し、「水は下より治」文書では、「水は下流仕候ものにて河上より川下の方へ真直に流し候て海に至り候様に仕候へは何の害も無之候」となっており、河道の直線化を主張している。賈讓の場合は現状河道が放棄されるに対し、室鳩巢は現状河道の改修、しかもその直線化を主張しているといえる。そして、その裏付けとして、禹王が堤防を造らず、水の通り道にある龍門伊闕底柱碣石等の、險しき山共を切通したとする事績を用いるのである。また、その工事により費用が「大分たるへく候」としても、「是にては水道一定仕候て」、「長く盈溢の害有ましく」とし、工事が有意義であると主張している。

b) 中策

「水は下より治」文書の中策は、「大河下流左右幾処にも入江を付石垣を以水門を仕置候」となっており、「大水の時分左右的の入江へ水落し可申候、是にて水勢分れ候て自然と外へ溢出」となっている。これは、賈讓の中策にある分水河道および水門と同じかどうか若干疑問がある。というのは、第 4 項に川下の所々に枝川を掘ること、第 5 項にも漢成帝時代に川流れを二股にすることに触れているから、別のものと考えたい。

この大河の左右に入り江を造る方法は、明末の治水家として著名な潘季馴の堤防システムに近い¹³⁾。

c) 下策

「水は下より治」文書の下策は、「堤防を以水をささへ申事」である。「何程堤を高く仕候て間を遠く仕候ても、大水の時分は敗れ申候」と考えている。賈讓が人は河川と土地を争うべきではないという考え方と、現状の多大な堤防修築歳費を理由に、堤防完繕の不合理を指摘したのに対し、室鳩巢は堤防そのものを否定しているところに違いがある。

4. おわりに

得られた結論を列記すると以下の通りである。

- 1) 室鳩巢『献可録』「水は下より治ると申儀御尋に付申上候」(「水は下より治」文書と略記)は 1722(享保 7)年に書かれたものと推定される。
- 2) 「水は下より治」文書の内容は、禹貢他の中国史書から河川改修順序が下流から上流に向かって実施されることを示している部分と、賈讓三策を主として参照しての治水思想である。後者の治水思想は、①河道の直線化、②勾配を急にするための浚渫の重視が述べられている。
- 3) 「水は下より治」文書における賈讓三策解釈を「漢書」溝洫志のそれと比較すると、賈讓三策を曲解している。
- 4) 「水は下より治」文書における河道直線化の記述は通説にいう紀州流の特徴であり、したがって、本文章はいわゆる関東流・紀州流論議の基礎史料となる。
- 5) 「水は下より治」文書は 1759(宝暦 9)年刊の真壁用秀「地理細論集」に先行して作成されており、真壁の河道直線化批判の対象は室鳩巢の本文書の可能性がある。

謝辞 最後になったが、本研究で用いた「鶯宿雑記」の閲覧・複写では国立国会図書館でお世話になった。記して、謝辞とする。

参考文献および註

本稿は、神吉和夫・金築亮：室鳩巢『献可録』「水は下より治ると申儀御尋に付申上候」にみられる享保期の治水思想、土木史研究、第 22 号、pp. 41-47、2002.5 の一部を加筆修正したものである。なお、史料の解説文を

読みやすくするため、適宜〔、〕を挿入し、また、該当する漢字を添えた〔例：せき→せき(堰)〕。

- 1) 例えば、石崎正和：伊那一族と井沢弥惣兵衛、八十島義之助編：『新体系土木工学 別巻 日本土木史』所収、技報堂出版、pp. 93-110、1994.7、知野泰明、大熊孝、石崎正和：近世文書にみる河川堤防の変遷に関する研究、第 9 回土木史研究発表会論文集、pp. 123-130、1989.6、および竹内智志、大熊孝、小野桂、知野泰明：江戸時代中期に登場した人力揚水機「踏車」に関する研究、土木史研究、第 19 号、pp. 89-97、1999
- 2) 松浦茂樹：『国土の開発と河川』、鹿島出版社、pp. 93-109、1989.6
- 3) 瀧本誠一編：『日本経済叢書』巻一四、日本経済叢書刊行会、pp. 233-237、大正 4 年 7 月
- 4) 室鳩巢(1658~1734)は、1711(正徳元)年、新井白石の推挙により幕府儒員に徴召、1719(享保 4)年、吉宗が高倉屋敷(学館)設立とともに講授、享保 7 年 3 月殿中侍講、享保 10 年西丸奥儒者。
- 5) 瀧本誠一編：『日本経済叢書』巻三、日本経済叢書刊行会、pp. 219-223、大正 3 年 8 月
- 6) 「鶯宿雑記」巻二百四草稿、および二百五草稿(桑名城内駒井家蔵印がある)、国立国会図書館蔵、分類番号 238-577-1
- 7) 『井沢弥惣兵衛』、海南市立歴史民族資料館、平成 7 年 10 月
- 8) 大石慎三郎：『吉宗と享保の改革』、日本経済新聞社、pp. 154-158、1994.9
- 9) 大庭脩：『徳川吉宗と康熙帝』大修館書店、pp. 182-232、1999.12
- 10) 神吉和夫：享保七年江戸四上水廃止、土木史研究、第 18 号、pp. 153-164、1998.6
- 11) 周魁一等注釈：『二十五史河渠志注釈』、中國書店、pp. 29-34、1990 および藤田勝久：漢書溝洫志註記稿(四)完、中国水利史研究、18 号、pp. 23-31、1988
- 12) 張含英：『歴代治河方略探討』、水利出版社、pp. 24-26、1982
- 13) 安藝皎一：『水害の日本』岩波新書 104、pp. 176-178、1952 では、明代に黄河の治水を行った潘季馴が、河にそって二重の堤防を造り、河を狭めて流れを速くし、狭めた前衛の堤防のところどころに、洪水が乗り越えても大丈夫な部分を造っておき、大洪水の際はここから洪水を堤防の外に導くようにし、更にその裏にもう一本の堤防を設けて二重とし、この水の氾濫を防いだ。また適当な低地を求めて貯水池を設け、これに堤外に氾濫した洪水を集めて、流水中に含まれている土砂を沈殿せしめ、このきれいになった水を再び本川に流して河を浚うことを考えた。加藤清正の轆塘がこの類。と記している。周魁一(鉄山博 訳)：中国古代の河流泥沙運動の理論と実践、森田明編：『中国水利史の研究』所収、国書刊行会、pp. 9-34、1995.3 には、潘季馴の堤防システムの進化の記述がある。